

家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針の改正に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年1月26日～令和4年2月24日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報*	食品安全委員会の回答
1	<p>・遺伝子組換えやゲノム編集と同様、薬剤耐性については研究の歴史も浅く、現状の科学的知見で不明点だらけなので、まずは抗生物質等の使用を全面禁止すべき。にもかかわらず、現状では「はつきり高リスク」というデータ（知見）がないから、低リスク（現状の科学的知見では明らかなリスクは見えていないので、のちに高リスクと判明しても、責められることはないだろう）と結論付ける我が国の審議メンバーの良心を疑う。</p> <p>・評価に用いる資料は、利害関係のない第三者によるものに限定し、試験場所も公的な機関に限るべき。さもないと、内容に偏りが出てしまうことは明らか。</p> <p>・承認農薬の成分数だけで605種(2022/2現在)、添加物(829種)、畜産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え(食品380種、飼料100種)、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字になる。</p> <p>そのような状況にも関わらず、影響審査の段階では単品の成分で影響を確認し、ADI等の基準を設定している。</p> <p>複合影響の検証方法が確立されるま</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っております。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。</p> <p>薬剤耐性菌の食品健康影響評価は、動物用抗菌性物質が家畜等に使用された場合に選択される薬剤耐性菌が、食品を介して人の健康に悪影響を及ぼす可能性及びその程度を評価しています。今回は、薬剤耐性に関する最新の国際動向やこれまでに行ってきた薬剤耐性菌の評価の結果等を踏まえて、上記を評価する際の指針を改正したものであり、個別の薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価の結果ではございません。今後、最新の科学的知見をもとに、本指針に基づき総合的にリスクを推定し、評価結果に基づくリスク管理が実施されれば、食品を介した安全性は担保されるものと考えます。なお、薬剤耐性菌の評価結果において、ADIを設定することは想定されておられません。</p>

<p>で、新規の承認を停止、残留基準はゼロとするとともに、既存の基準値もすべて安全係数を 1,000 に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<p>本指針において、評価に用いる資料は、「食品健康影響評価の妥当性を確保するため、原則として優良試験所規範 (GLP) 対応施設等の適正に運営管理されている試験施設において信頼性が保証された試験方法によって実施された試験結果、国際機関における評価書及び科学的に信頼できる査読された文献等とする。」としており、信頼性は確保されるものと考えます。</p> <p>抗生物質を含むご指摘いただいた剤の承認、残留基準等に関する御意見は、リスク管理に関係するものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省及び厚生労働省に伝えます。</p>
--	---

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。